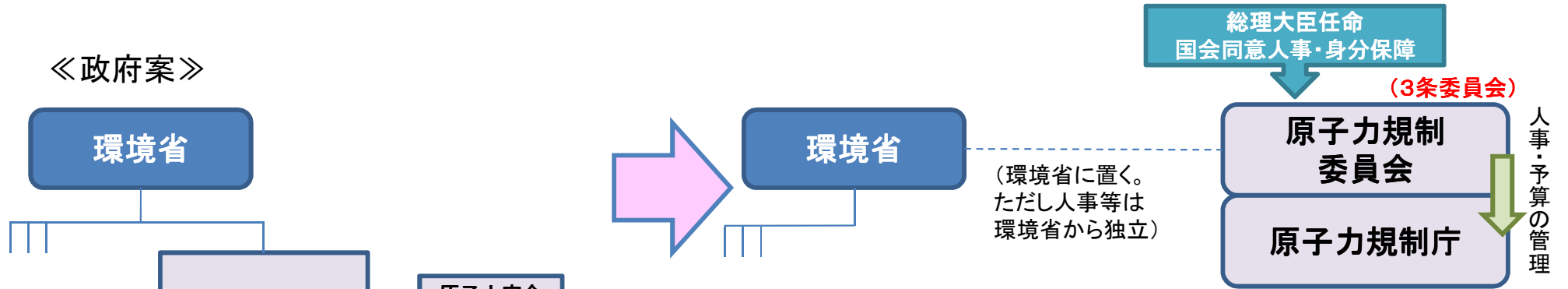


3条委員会としての原子力規制委員会と原子力規制庁について(案)

原子力規制委員会は、IAEA安全基準に則り、規則制定権、許認可権、検査権、報告徴収権、罰則賦課権、勧告権、予算権、人事権を独立して有し、原子力規制庁を常時指揮命令し、規制業務を行なう。
 原子力規制庁は委員会の命により規制に関する実務を担い、委員会に対して逐次報告及び情報共有を行なう。

《政府案》



- 長官は環境大臣が任命
- 予算は環境省にて要求
- 原子力災害対策特別措置法において総理の指示権あり

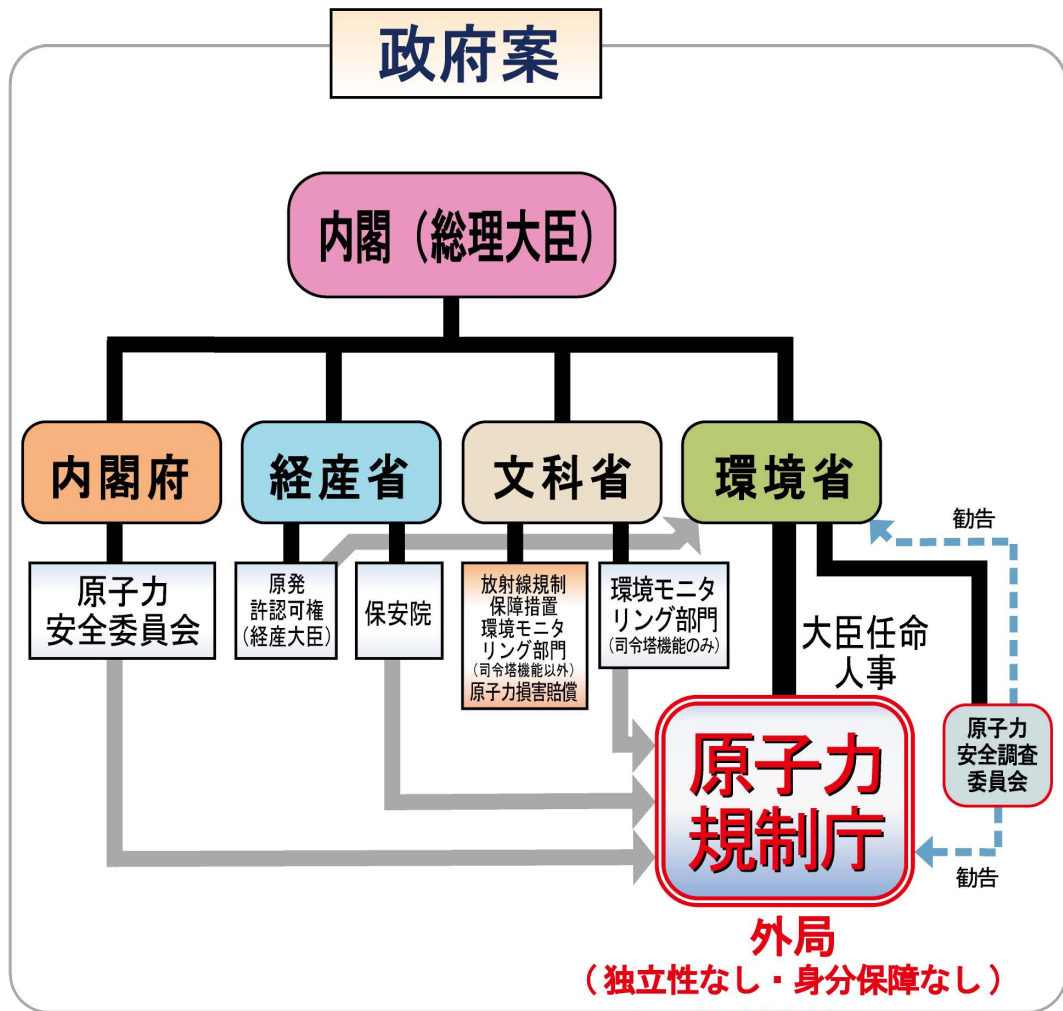
- 【任務】
- 規制の実効性チェック
 - 事故の原因究明調査
 - 規制の独立性確保の観点等から環境大臣、原子力規制庁に勧告
 - 緊急時に科学的見地から原子力規制庁に助言・勧告

- [独立性の確保]
- 人事:長官以下全人事を原子力規制委員会が行なう。
 - 予算:予算総則等で枠取り。将来的に電源開発促進税以外の独自財源を検討(設置法附則)
 - 緊急時においても、原子炉の安全確保に関し独立性を堅持。
- [一元化の徹底]
- 保障措置、放射性同位元素、平時の放射線モニタリング等も一元的に行なう。
- [見直し規定]
- 内閣府への移管も含め、所管府省の是非等、組織の在り方を3年以内に見直す。

- 【委員会の任務】
- 原子力規制の方針・規則等の制定
 - 原子力施設の許認可
 - 政府等に対する勧告
 - 規制庁の人事・予算
 - 規制庁を常時指揮命令
- 【規制庁の任務】
- 許認可に関する実務
 - 検査に関する実務
 - 委員会に対する逐次報告・情報共有
- ※JNESを規制庁に統合する

新たな原子力規制のあり方

政府案



自民・公明案

